

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

厚生労働大臣 殿

① 年 月 日
かぶしきがいしゃふりんたーずべーす
株式会社FLINTERS BASE
(ふりがな) せき こういちろう
②届出者 氏 名代表取締役 関 航一郎

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃふりんたーずべーす 株式会社FLINTERS BASE
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒160-6127 電話 050 (5474) 8765
	とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	代表取締役 関 航一郎 (050) 5474-8765

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>80 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>80 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>80 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所 名 称 株式会社 F L I N T E R S B A S E

所在地 東京都新宿区西新宿 3 丁目 5 番 1 号

新宿セントランドビル 8 階